

グループホーム整備促進支援制度の実施状況

支援コーディネーターによるサポート

グループホームの運営に精通した方を「支援コーディネーター」として配置

- ・前年度末時点では、尾張部に3名、三河部に3名の配置としていたが、今年度4月に3名の支援コーディネーターを加え、計9名体制で支援を行った。
- ・さらに、来年度からは尾張部の支援コーディネーターとして新たに1名迎え入れ、10名体制で支援していくことを予定している。
- ・今年度、開設・運営説明会、見学会、相談会を企画するにあたって、支援コーディネーターとの打合せ会を3回実施したが、次年度以降は「支援コーディネーター会議」として位置づけ、随時、地域生活移行推進部会に報告等を行う。

開設・運営説明会、見学会、相談会の実施

グループホーム新規開設希望者を対象とした開設・運営説明会、見学会、相談会を実施

- ・開設・運営説明会を6月に尾張部・三河部それぞれで開催し、計270名の方に参加いただいた。基本的な部分に焦点を当て、グループホームの概要、開設手続き(開設マニュアルを作成し、配布)等の説明を行った。
- ・見学会は10月に開催し、障害特性に配慮した居宅の造りの見学といったハード面の理解に重きを置いた「グループホーム見学」と、支援風景を撮影したビデオの視聴といったソフト面の理解を中心とする「利用者支援に係るビデオ上映会」の2部構成で実施した。それぞれ80名、73名の方に参加いただいた。
- ・相談会は1月に開催し、グループ相談形式で行った。3つのグループ(①資金・収支計画、②職員シフト、③世話人の募集方法)に分けて相談に対応し、14名の方に参加いただいた。

公営住宅の活用

障害福祉課が事業者による県営住宅の使用希望をとりまとめ、県営住宅管理室に照会を行う「事前調整」制度の積極活用

- ・県営住宅管理室が定めた普通県営住宅の空き室利用に係る事前調整制度を障害福祉課ホームページで周知を行った。開設・運営説明会、見学会、相談会等の参加者に対して活用を促す。

<事前調整スキーム>

県営住宅使用希望者 = 事前調整申請 => 障害福祉課 = とりまとめて照会 => 県営住宅管理室 = 使用可能な県営住宅をまとめて回答 => 障害福祉課 = 個々に回答 => 県営住宅使用希望者

既存の戸建て住宅の活用

一定の防火・避難対策の実施による適用規定(間仕切壁、通路の幅、バルコニーの手摺の高さ、階段のけ上げ・踏面の寸法)の緩和

- ・平成26年11月には、当該緩和策を活用した初のグループホーム2カ所が開設されたところであり、このほかにも当該緩和策の活用に関する相談が寄せられており、順次既存住宅を活用したグループホームの設置が進むものと期待される。

法人名	ホーム名	ホーム概要	規制緩和を適用し、行った整備	従来の「寄宿舍」の規定を適用した場合
社会福祉法人常滑市社会福祉協議会	なかいホーム	定員4名、木造2階建て、4LDK	消火器・照明装置の設置、自動火災報知機等の設置(約70万円)	間仕切壁の設置等(約200万円)
NPO法人ハートネット西尾	せせらぎ花ノ木	定員5名、木造2階建て、5LDK	消火器・照明装置の設置、自動火災報知機等の設置(約20万円)	間仕切壁の設置等(約200万円)

グループホーム制度の普及、啓発

第4期障害福祉計画において、グループホームの整備促進を本計画期間の取組として引き続き記載

- ・第4期障害福祉計画において、グループホーム整備促進支援制度によりグループホームの整備を推進していくことを本計画期間の取組として記載する。
- ・今年度は日中活動系事業所を運営する新規開設希望者を対象として説明会等を開いてきたが、今後は既にグループホームを運営している事業者の増設支援のほか、精神障害者向けグループホームの開設希望者に対する支援を拡充する。

地域での取り組み促進

地域アドバイザーを通じた市町村協議会等へのはたらきかけ

- ・地域アドバイザーや市町村協議会等から、26.12.31現在で計5回の支援コーディネーター派遣依頼があった。
- ・市町村協議会が中心となっているグループホームの開設促進を目的とした研修会講師や、圏域のグループホーム事業所連絡会議のオブザーバーとして派遣を行った。
- ・引き続き、支援コーディネーターの派遣を行うとともに、“グループホーム連絡会”といった地域においてグループホーム事業者へ求心力を働かせる組織の整備が進むよう取り組む。